

川西市制70周年記念市民等主催事業奨励金交付要綱

令和6年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が川西市制70周年を機に、自ら企画し、及び実施する事業に対して、川西市制70周年記念市民等主催事業奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、地域の活性化を促進することを目的とする。

(対象者の要件)

第2条 奨励金の交付対象となる者(以下「奨励対象者」という。)は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 川西市内に在住している者
- (2) 活動拠点又は主たる活動場所が川西市内である市民団体、法人、任意団体等の団体

(対象事業)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業(以下「奨励事業」という。)は、次に掲げる項目を全て満たす事業とする。

- (1) 市制70周年の盛り上げを図ることを目的として実施するものであること。
- (2) 市制70周年という節目にふさわしく、本市の魅力増進やさらなる将来の発展へつながるものであること。
- (3) 奨励対象者自らが企画し、実施するものであること。
- (4) 原則、市内で実施し、市民相互のふれあいを深め、連帯感を増進するものであること。
- (5) 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に実施するものであること。
- (6) 計画から実施まで責任をもって遂行できるものであること。
- (7) 未成年が事業の実施者である場合は親権者その他の法定代理人の同意を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の交付の対象としない。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれのあるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用され、又は使用されるおそれのあるもの
- (4) 営利を主たる目的とするもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益となるもの

(6) 国、地方公共団体（本市を含む。）その他これらに準ずる団体から補助金等を受けたもの

（奨励金）

第4条 奨励金は1の奨励事業に対し7万円を交付する。

2 奨励金の交付は、7の奨励事業を限度として行うものとし、同一の奨励対象者につき1回を上限とする。

（交付の申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を市長に提出して申請しなければならない。

(1) 川西市制70周年記念市民等主催事業奨励金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書その他事業説明資料

(3) 第2条に定める団体である申請者にとっては、団体構成員の名簿及び規約又はこれに類する書類

(4) 親権者その他法定代理人の同意書（事業実施者が未成年である場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規程による申請の期間は、令和6年4月1日から同年5月30日とする。ただし、申請者の数が7に満たない場合は、市長は、新たに申請期間を定めることができるものとする。

（交付の申請に対する手続）

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、次条に規定する川西市制70周年記念市民等主催事業奨励金委員会にその内容の審査及び申請人への奨励金の交付の適否について意見を聞くものとする。

2 申請者数が25を超える場合は、市長が書類審査により選定した20事業について、前項の意見を求めるものとする。

（川西市制70周年記念市民等主催事業奨励金委員会）

第7条 奨励金の交付の適否について審査を行うため、川西市制70周年記念市民等主催事業奨励金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条第1項の規定により市長から意見を求められたときは、当該申請の内容を審査し、市長に対し、申請人への奨励金の交付の適否について意見を述べるものとする。

3 委員会は、申請者の数が7を超える場合には、次に掲げる事項を総合的に評価して判断し、評価が高い上位10事業に選定して前項の意見を述べるものとする。

(1) 事業の内容が第3条第1項第1号、第2号及び第4号に適合すること。

- (2) 事業手法が妥当であり、かつ安全であること。
- (3) 事業内容が実現可能であり、かつ継続して実施できる内容であること。

(決定の通知)

第 8 条 市長は、委員会から聴取した意見を尊重して奨励金の交付の適否を決定し、川西市制 70 周年記念市民等主催事業奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支払)

第 9 条 奨励金の支払は、前条の規定により交付決定した後、速やかに行うものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(事業内容の変更等)

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定により交付決定を受けた者（以下「奨励事業者」という。）が、奨励事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に川西市制 70 周年記念市民等主催事業奨励金変更承認申請書（第 3 号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が奨励事業の目的達成に影響がない軽微なものであるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否について速やかに奨励事業者に通知するものとする。

(実施報告)

第 11 条 奨励事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から 7 日を経過した日又は令和 7 年 1 月 12 日のいずれか早い日までに川西市制 70 周年記念市民等主催事業実施報告書（第 4 号様式）を市長に提出し、実施した事業の内容その他の事項について報告しなければならない。

2 奨励事業者は、実施報告書その他事業実施の証拠となる書類を整備し、これらの書類を奨励事業完了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(奨励金の返還)

第 12 条 市長は、奨励事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第 10 条第 2 項の審査により、奨励事業として不適であると認められ、かつ、既に交付決定を受けた事業を継続しないとき。
- (3) 正当な理由なく前条第 1 項による報告を怠ったとき又は交付決定に係る事業内容の

とおりに事業を実施したことが確認できないとき。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、奨励事業の実施状況について、奨励事業者
に報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第14条 奨励金の交付に関してこの要綱に定めのない事項については、川西市補助金等
交付規則(平成16年川西市規則第40号)の例による。

(施行の細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定
める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第15
条までの規定については、なおその効力を有する。